

令和6年度  
ひなた創生のための奨学金返還支援企業認定書

支援企業名称 株式会社南日本環境センター

本社等の所在地 宮崎県延岡市小野町4138番地1

みやざき産業人財確保支援基金事業実施要綱第5条第2項の規定により、  
「ひなた創生のための奨学金返還支援企業」として認定します。

令和6年2月2日

宮崎県知事 河野 俊嗣



(認定の条件等)

- 支援企業は、支援対象者を採用し、一定期間（1年間、3年間、5年間）継続して雇用したときに、返還支援金の額の四分の一に相当する額を県に支払わなければならない。
- 支援企業は、返還支援対象者が就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内となるよう、この事業による支援を受ける期間中の返還支援対象者の人事異動に配慮すること。
- 支援企業は、原則として企業説明会やインターンシップ等による積極的に情報発信を行い、支援対象者が大学等在学中に企業研究を行う機会を設けるように努めること。
- 支援企業は、支援対象者が就職後に県に提出する状況報告や、返還支援金交付申請に必要な勤務証明書の発行に協力すること。
- 支援企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生への周知に努めること。